

秋田洋上風力発電株式会社
「(仮称)能代港洋上風力発電事業」
環境影響評価準備書に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、平成30年2月7日付けで秋田洋上風力発電株式会社より届出された「(仮称)能代港洋上風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年4月4日
- (2) 秋田県知事意見 * 平成30年8月1日
- (3) 環境大臣意見 * 平成30年8月3日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第5回、第12回)
* 平成30年4月26日(1回目) 平成30年8月9日(2回目)

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
鳥類の予測評価の結果については不確実性が高いことから事後調査を行うこと。	事後調査計画を策定し、評価書に記載いたします。
鳥類の複合的な影響予測について、飛翔軌跡図にて既存風車を避けているような行動が見られているので、これを踏まえて評価すること。	評価書において修正いたします。
準備書に記載された打設音とバードストライクに加えて、風車の稼働時の水中音、また風車基礎部への海生生物の蛸集についても事後調査を実施すること。さらに、鳴音がかなりの頻度で観測されたので、海産哺乳類についても事後調査を実施すること。	事後調査計画を策定し、評価書に記載いたします。

(1)~(4)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、秋田県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。